



発行／毎週火曜日 1部 350円(税込)
定期購読料／税込 6ヶ月 8,000円／1年 15,400円
◎住宅新報社 2013年 1948年6月18日第3種郵便物認可
株式会社 住宅新報社 Webはこちらへ 住宅新報・住宅
本社:〒105-0011 東京都港区北1-13-15 STAX TOWER 電話 03-6405-7625
支社:〒751-0346 大阪市中央区北野2-1-11 平野ビル4階 電話 06-6205-8541 FAX 06-6205-4128

創刊66年

イーソーコドットコム・大谷巖一の

物流不動産BIZ

チャレンスあり

第12回



倉庫会社の基本ビジネスは、お客様の荷物を預かって、料金をもらうこと。寄託(きたく)契約と言え。お客様の了解を得れば、他の会社の倉庫で保管ができる再寄託(さいきたく)ということもできる。

この商習慣は古くからある。倉庫がいっぱいになってしまったところに、最員(ひいき)のお客から荷物保管の依頼を受け、断るに断れない困った状況に対応するためだ。相互扶助という観点が強いため、再寄託を依頼した倉庫会社は保管料のほんの少しの差額を手数料として収益にする。お客様を紹介してもらった倉庫

会社は、紹介料を払う文化がない。それが要因で不動産会社との間で大問題になったケースがある。知り合いの倉庫会社の営業マンから一ヶ月後に倉庫が空くという

本業であり、物流には手をかけたくないというので、寄託契約を提案してしまったのだ。倉庫の中の作業からトラックの手配まで全部を行い、物流コストも下げるという提案にお客も喜んでしまった。

お客様はメーカーで、製造と販売が本業である。おれとして当然払わなければならないこと。通常は賃料の1ヶ月分を支払うことを行なに根強く説明した。

倉庫会社も納得してくれただけだが、1ヶ月分を払うのが経理上難しいということで、分割払いにしてもらった。倉庫会社としてはお客様の荷物の取り扱いが始まれば、収入があるので、その中から少しずつ支払うことができるからだ。

「寄託」を理解し、紹介料を提案

ので、お客様を探して欲しいということだった。寄託でも賃貸でも倉庫が埋まれば良いということで、知り合いの不動産会社にも情報を聞き合った。不動産会社は怒り心頭。賃貸借契約ではなくなつたので仲介手数料が手に入らず、私のところに抗議にきた。当たり前だ。

そこで寄託契約という話になつたのだが、お客様を紹介してくれた不動産会社は怒り心頭。賃貸借契約ではなくなつたので仲介手数料が手に入らず、私のところに抗議にきた。当たり前だ。

私は事情を聞き、倉庫会社に不動産会社にとって仲介手数料が生じることはない。なぜなら、私はこの手数料を支払うわけだから。これが問題にならないために手数料関係は、事前に確認しておくことを勧めたい。

(おおたに・いわかず・イーソー・
イーソーコドットコム会長)